

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月28日(火) 14時17分から15時33分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(15人・議席番号順)

会長 木幡孝雄

会長職務代理者 又村克茂

委員 13人

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 6 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 7 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 8 議案4 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 9 議案5 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく要請について
- 10 議案6 現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 5 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。山口委員より欠席の連絡がありましたので、報告いたします。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に 8 番伊藤委員、9 番川本委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日 1 日限りといたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
説 明 員	(農地特別委員会委員長より第 3 回農地特別委員会の報告) 本年の遊休農地利用状況調査は、7 月 19 日と 24 日の 2 日間、農地特別委員と事務局 職員で実施し、その後、8 月 29 日に農業委員全員で農地パトロールを行いました。 平成 28 年度より農地法の改正により利用意向調査の実施に伴う農地中間管理機構へ情報提供を行うこと、利用意向調査後の勧告と農地課税の強化など遊休農地に対する対応が強化されたことに加えて、今年度は地域計画策定のための目標地図素案づくりとして 70 歳以上の後継者のいない農地も確認し、11 月 17 日に第 3 回農地特別委員会を開催し、調査した農地について、今後の対応や方向性について検討しました。 その調査結果が資料 1 でございます。

	資料１ 特定農地現地調査結果です。農地調査はすべての農地を行いますので、全部調査した中で農業委員会の農地パトロールで特に皆さんに見ていただきたい農地です。その一覧と地域の図面です。今年度は、現状耕作や管理がされているが、近い将来において遊休農地となりうる可能性がある農地を重点的に調査いたしました。 資料１の調査結果より検討を行った結果が、資料２でございます。 資料２をご覧ください。資料１の農地の内、農地として十分に管理・耕作されているものについては利用意向調査は行わず農地中間管理機構にも報告は要しません。遊休農地で再生利用困難な農地、いわゆる荒廃農地にあたり農地中間管理機構に提出しても戻される見込みの高い農地。これについても、利用意向調査、中間管理機構の報告は必要ありません。その中でも特に農地としての復元がほぼ不可能なものについては、総会の議決で農地台帳より除外することができます。今年度は除外対象の農地はありませんでしたが、利用意向調査及び遊休農地として報告を行う必要のある農地が１件ございます。⑰番、 町の住宅地の中にある農地で面積は３反ほどですが、 所有者が国庫帰属申請を行い、農地台帳にも農地として現状残っていることから、遊休農地として扱わなければならないもの。国庫帰属申請を行っていますが、まだ決定にはなっていないことから現所有者に総会終了後に資料３の利用意向調査を行うことになっています。ただ、現在転用の話も持ち上っていることから利用意向調査については、状況が確定してから発出する予定です。 今回の調査は以上ですが、引き続き地域の農業委員さんにおかれましては、これまで同様に農地の状況等確認していただき、農地を十分活用できるようにしていただければと存じます。
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。報告第１号については、報告済承認とします。

説 明 員	議事日程 5 番、議案第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。 議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項に基づく届出について説明します。今月は中途解約 7 件です。 1 番、江部乙町 番のうち他 6 筆、登記地目「田」6,615 m²、「畑」2,639 m²、さんとさんの解約です。借主の申し出による解約ですが借主、貸主間の齟齬によるもので、来季の耕作者は決まっていない状態での解約です。 2 番、東滝川 番、登記地目「田」45,786 m²、さんとさんの解約です。貸主の申し出により農地を売却するために解約するものです。 3 番から 5 番までは借主であるさんの申し出による解約です。経営規模縮小、農地集積のため国道から東側の農地を順次手放していくものです。いずれも議案第 4 号で新規貸借します。 3 番、江部乙町 番、登記地目「畑」26,043 m²、さんとの解約です。 4 番、江部乙町 番、登記地目「畑」17,684 m²、さんとの解約です。 5 番、江部乙町 番、登記地目「畑」14,747 m²、さんとの解約です。 6 番、南滝の川 番、登記地目「田」64,657 m²、さんとさんの解約です。JA たきかわを通した転貸の解約です。貸主の申し出により農地を売却するために解約するものです。今月の議案第 4 号で売却予定です。 7 番、滝の川町 番、登記地目「田」1,957 m²、さんとさんの解約です。JA たきかわを通した転貸の解約です。貸主の申し出により農地を売却するために解約するものです。今月の議案第 3 号で売却予定です。以上で説明を終わります。 議 長 説明が終わりました。申請番号 6 番と 7 番を除く 5 件について、質疑、意見を求めます。
--------------	--

委員	1 番の借主、貸主間の齟齬についてわかる範囲で教えてほしい。
説明員	借主は共済耕地図に基づき農地を耕作したのですが、貸主の自宅横の農地については一部、所有者が耕作しており、前耕作者はそこは耕作していなかったのですが、その辺の引き継ぎがなされず全部耕作してしまったことでちょっともめてしまったことが今回の解約につながったようです。
議長	他にございませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。申請番号 6 番と 7 番を除く 5 件について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第 1 号、申請番号 6 番と 7 番を除く 5 件について、原案のとおり決定とします。 次に申請番号 6 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員 1 4 : 3 1 退室)
議長	申請番号 6 番について、質疑意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了いたします。議案第 1 号、申請番号 6 番については、可とすることよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第 1 号、6 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。 (委員 1 4 : 3 2 入室)
各委員	次に申請番号 7 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員 1 4 : 3 2 退室)
議長	申請番号 7 番について、質疑意見を求めます。
委員	議案第 3 号の面積と相違があるがどういうことか。

説 明 員	この登記簿面積のうち耕作面積がこれだけであり、他は宅地となっており、建物がある状態。今回の 5 条転用で建物も潰して全面積利用する。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第 1 号、申請番号 7 番については、可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 号、申請番号 7 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。 (委員 1 4 : 3 4 入室)
議 長	議事日程 6 番、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は賃貸借権設定 1 件です。 1 番、江部乙町 番、地目「田」、41,744 m ² 、「畑」、826 m ² 、さんとさんの賃貸借です。所有者であるさんの父が亡くなったことで贈与税の納税猶予解除に伴い貸借し、期間 10 年で反当たり 1,000 円で賃貸借します。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号については、原案のとおり決定いたします。 議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 3 件です。

		1 番、黄金町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 313 m²。第 1 種住居地域内です。転用目的は、家庭菜園の造成です。別添資料 31 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。 2 番、滝の川町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 5,727 m²。第一種中高層地域内です。転用目的はドッグランの造成です。別添資料 32 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。 3 番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 330 m²。第一種低層住居地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。別添資料 33 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。 以上、周辺の農地等への影響はなく、転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。なお、2 番については、3,000 m²以上の面積があるので北海道農業会議の審査案件となります。以上で説明を終わります。
議 委 員	長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
説 明 員		2 番について、申請面積と造成の面積が合っていないが、他に用地があるのか。
		32 の図面を見ていただければわかるが、旧宅地だった部分があります。現在は農地の中に内番ではありますが、その前の宅地です。これも合わります。
議 各 員	長	他にございませんか。
		(なしの声あり)
議 各 員	長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
		(異議なしの声あり)
議 各 員	長	議案第 3 号については、原案のとおり決定いたします。

説 明 員	議事日程 8 番、議案第 4 号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第 4 号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が 1 3 件、所有権移転 3 件です。 貸借権設定の内更新案件は 7 件です。更新案件については、氏名と期間、1 0 a 当たり金額のみ説明とします。 1 番、 さんから さん、期間は 4 年間、10a 当りの賃借料は、「田」11,000 円です。 2 番、 さんから さん、期間は 4 年間、10a 当りの賃借料は、「畑」3,000 円です。 3 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、「田」8,000 円です。 4 番、 さんから さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、「田」11,000 円です。 5 番、 さんから さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、「田」8,000 円です。 6 番、 さんから さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、「田」11,500 円です。 7 番、 さんから さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、「田」11,500 円です。 8 番、東滝川 番、現況「田」10,026 m²、 さんから さんへの新規賃貸です。期間は 7 年、10a 当りの賃借料は 10,000 円です。これまで耕作していた さんが耕作できなくなったことから近隣耕作者の さんが耕作するものです。 9 番、江部乙町 番、現況「田」37,810 m²、 さんから さんへの新規賃貸です。期間は 10 年、10a 当りの賃借料は 8,000 円です。これまで耕作していた さんとの耕作期間満了に伴い、代わって近隣耕作者の
--------------	--

議 長 説 明 員	さんが耕作するものです。 10番、江部乙町 番、現況「畑」1,985 m²、 さんから さんへの新規賃貸です。期間は10年、10a当りの賃借料は3,000円です。これまで耕作していた さんとの耕作期間満了に伴い、代わって近隣耕作者のさんが耕作するものです。 11番、江部乙町 番、現況「畑」26,043 m²、 さんから さんへの新規賃貸です。期間は5年、10a当りの賃借料は3,000円です。これまで耕作していた さんとの解約に伴い、代わって近隣耕作者の さんが耕作するものです。 12番、江部乙町 番、現況「畑」17,684 m²、 さんから さんへの新規賃貸です。期間は5年、10a当りの賃借料は3,000円です。これまで耕作していた さんとの解約に伴い、代わって近隣耕作者の さんが耕作するものです。 13番、江部乙町 番、現況「畑」14,747 m²、 さんから さんへの新規賃貸です。期間は5年、10a当りの賃借料は3,000円です。これまで耕作していた さんとの解約に伴い、代わって近隣耕作者の さんが耕作するものです。 所有権移転の14番から16番については各あっせん委員より説明いたします。以上で説明を終わります。 所有権移転申請番号14番について、滝川東地区あっせん常任委員会副委員長から説明をお願いいたします。 14番、売り手 さんから南滝の川 番、地目「田」64,657 m²の売渡のあっせんの申出が10月13日にありましたので、 農事組合、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、耕作者である さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を11月14日午前9時40分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は滝川地区7名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん内容は、面積「田」64,657 m²、土地条件としてパイプラインは
-------------------------	--

	あるが、暗渠が古い。価格としては10a当たり「田」26万円、耕地図で1,980㎡の畑地があり、そこについては「畑」5万円で総額16,395,020円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。
議 長	次に所有権移転申請番号15番について、滝川東地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。
説 明 員	15番、売り手さんから北滝の川 番、地目「田」9,793㎡の売渡のあっせんの申出が10月13日にありましたので、農事組合、耕作者のさんに農地あっせんの申出を通知したところ、耕作者であるさんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を11月14日午前10時28分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手さん、買い手さん、委員の出席は滝川地区8名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん内容は、面積「田」9,793㎡、土地条件としてパイプラインはあり、農道が途中までしかない。価格としては10a当たり「田」25万円、総額2,448,250円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。
議 長	次に所有権移転申請番号16番について、江部乙西地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。
説 明 員	16番、売り手さんから江部乙町 番、地目「田」24,078㎡の売渡のあっせんの申出が10月2日にありましたので、農事組合、耕作者さんに農地あっせんの申出を通知したところ、さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を11月14日午前10時59分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手さん、買い手さん、委員の出席は江部乙地区7名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」24,078㎡、土地条件として昨年あっせんした農地より土地条件は良い。価格としては10a当たり「田」30万円、総額7,223,400円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせん

議 長	となりましたので報告いたします。 説明が終わりました。議案第４号、貸借権設定９番、１０番及び所有権移転１４番、１６番を除く１２件について、質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。議案第４号、貸借権設定９番、１０番及び所有権移転１４番、１６番を除く１２件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第４号、貸借権設定９番、１０番及び所有権移転１４番、１６番を除く１２件については、原案のとおり決定いたします。 次に次に議案第４号、貸借権設定９番、１０番及び所有権移転１６番については、農業委員会法第３１条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員１４：５８退室)
議 長	貸借権設定９番、１０番及び所有権移転１６番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第４号、貸借権設定９番、１０番及び所有権移転１６番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第４号、貸借権設定９番、１０番及び所有権移転１６番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。 (委員１４：５９入室)
議 長	次に議案第４号、所有権移転１４番については、農業委員会法第３１条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員１５：００退室)
議 長	所有権移転１４番について、質疑意見を求めます。
委 員	金額が大きいが公社の利用は検討しなかったのか。

説 明 員	説明はしたが、特に何も出なかったので通常で処理しました。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第 4 号所有権移転 1 4 番については、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 4 号、所有権移転 1 4 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 5 : 0 3 入室)
議 長	議事日程 9 番、議案第 5 号、旧農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項の規定に基づく要請について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 5 号について説明します。 1 番、1 0 月 8 日、さんより東滝川 番、地目「田」45,786 m²の売渡のあっせんの申出がありましたので、1 0 月 1 3 日、農事組合および耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、1 0 月 1 7 日、さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を 1 1 月 1 4 日 8 時 5 5 分から市役所 4 階 4 0 1 会議室で開催し、あっせんは成立となりましたが買い手のさんより今すぐの購入が難しい旨の申し出があり、農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買い入れが必要であると認められることから、旧農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、滝川市長に要請するものです。土地条件として暗渠なし、敷設、トラフも古いとのこと。あっせんの価格は、10a 当たり「田」2 2 万円、買入総額 10,072,000 円となっています。千円以下の端数がつきますが、農業公社の農地保有合理化事業扱いなので切り捨てとなります。他に保有合理化事業対象外農地 199 m²があり、10a 当たり 2 2 万円で農用地利用集積計画で取り扱います。買入対象農地の農用地利用集積計画は 1 2 月の農業委員会総会に上程する予定です。附帯物件はありません。以上で説明を終わります。

議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第 5 号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号については、原案のとおり決定いたします。
	議事日程 10 番、議案第 6 号、現況証明願について審議を求めます。
説 明 員	事務局に説明を求めます。
	議案第 6 号、現況証明願について説明いたします。今月は 2 件です。
	1 番、文京町 番、登記地目「田」、面積は 596 m ² 。現況「宅地」として利用されています。所有者は、 さんです。昭和 53 年に建てた一般住宅が 2 棟あり、地目変更がされないまま現在に至り、現況証明願の届出となりました。現況については、備考欄のとおり 3 名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところ です。
	2 番、扇町 番、登記地目「田」、面積は 173 m ² 。現況「宅地」として利用されています。所有者は、 さんです。昭和 63 年に住宅を建てたものですが、地目変更がされないまま現在に至り、今回の現況証明願の届出となりました。現況については、備考欄のとおり 3 名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところ です。以上審議のほどよろしくお願い いたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。議案第 6 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 6 号については、原案のとおり決定とします。
	本日の議案については、以上でございます。その他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
	(各推薦委員から事務連絡あり)

議	長	その他、事務局からお願いいたします。
		(行事予定等について資料に基づき報告)
議	長	第6回総会は12月27日15時30分からということで決定します。以上をもちまして、第5回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(15:33)